

入善町地域福祉計画

(案)

- ・ 第2期入善町地域福祉計画
- ・ 入善町成年後見制度利用促進基本計画
- ・ 入善町地方再犯防止推進計画
- ・ 入善町重層の支援体制整備事業実施計画

入善町

目次

第1章 計画策定の趣旨

- 1 計画策定の趣旨 . . . 3
- 2 地域福祉に関する制度等の動き . . . 4

第2章 計画の概要

- 1 法令上の位置づけ . . . 8
- 2 計画の策定に関して . . . 9

第3章 本町の現状からみる地域福祉課題

- 1 町の状況 . . . 11
- 2 町民アンケート調査の実施について . . . 14
- 3 課題の分析及びまとめ . . . 14

第4章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念 . . . 17
- 2 基本原則 . . . 18
- 3 計画 . . . 19

基本目標1 地域福祉を担う『ひとづくり』

- 1-1 生涯を通じた福祉教育の推進 . . . 20

- ① 町民が相互に寄り添い、支え合う心の醸成
- ② 地域共生社会の実現に向けた意識啓発
- ③ 社会福祉協議会、学校、公民館等が行う福祉教育の支援

- 1-2 福祉の担い手づくり . . . 20

- ① 地域福祉活動やボランティア活動の担い手の育成
- ② 一般企業等の地域貢献・ボランティア活動の促進
- ③ ボランティア団体・NPO 法人の連携・育成支援
- ④ 介護・福祉サービス従事者の育成・確保

- 1-3 住民参加の促進と福祉活動の活性化 . . . 21

- ① 小地域における福祉機能の強化（地域における互助の推進）
- ② 農業などの多様な主体の参入支援
- ③ 様々な当事者団体への支援

基本目標2 安心して暮らせる『地域づくり』

- 2-1 地域共生社会の基盤づくり . . . 22

- ① 子育て支援等の充実
- ② 障がい児者の療育及び教育の充実
- ③ 在宅福祉・施設・医療サービスの充実

④ 認知症の支援体制の整備	
⑤ 外出や買い物等を支援する福祉・生活関連サービス業の振興	
2-2 「いきいき」できる地域社会の形成	・・・22
① 総合的な情報提供や相談窓口の充実	
② 自然災害や感染症に備えた取り組みの促進	
③ 生きがいづくりと社会参加活動の機会充実	
④ 高齢者、障がい者等の就労や社会活動への支援	
⑤ 世代間交流の推進	
⑥ 孤独・孤立対策の推進	
基本目標3 笑顔をささえる『しくみづくり』	
3-1 人権を尊重した福祉の仕組みづくり	・・・24
① 成年後見制度等の普及・推進による権利擁護の推進	
② 高齢者、障がい者、児童等に対する虐待・差別への総合的な取り組み	
③ 社会的に配慮が必要な人々への対応や再犯防止の取り組み	
3-2 地域で支え合う仕組みづくり	・・・24
① 地域包括ケアシステムの深化	
② 保健・医療・福祉・介護の連携の推進	
③ 身近な地域でのケアネットワークの形成	
④ 行政、自治会、民生委員等の連携による災害・防犯対策の推進	
⑤ ボランティア団体・NPO法人の連携・育成支援（再掲）	
第5章 計画の推進に向けて	・・・26
参考資料	・・・28

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の趣旨

現在の日本は、人口減少・少子高齢化に伴って福祉サービスの必要性が高まっています。一方、支援を要する人への家庭・家族の力は、世帯人数の減少や共働きによって低下が進んでいます。

また、暮らしの基盤である地域社会も、コミュニティ意識の変化、高齢化や新型コロナウイルス等の感染症禍によって、住民同士のつながりの希薄化や担い手不足が進み、支え合う力の弱体化が危惧されるようになってきました。

さらに近年は、こうした変化を背景に、子どもや高齢者等への虐待、孤独・孤立、ひきこもりなどの課題が顕在化し、景気の低迷を背景とする生活困窮の問題などと併せて、複合的な社会課題として認識されるようになってきました。

これらにより、「まちづくりの課題」や住民の「福祉に対するニーズ」も複雑化・多様化する傾向にあり、新たな地域課題を見据えつつ、将来に向けて誰もが笑顔で暮らせる地域社会を構築するためには、福祉等の制度によるサービスの充実とともに、弱体化しつつあるコミュニティ機能を再生し、住民相互の支え合い活動を活発に展開する必要があります。

本町においては、制度によるサービスと住民相互の支え合い活動の両面を捉えた、地域福祉の一層の推進が求められております。

「福祉」という言葉は、「ウェルフェア＝幸せ」を意味しており、誰もが笑顔で幸せに暮らせるようになるには、必要な支援を提供するとともに、地域社会が持つ地域の力を育むことが求められます。地域住民や各種団体、ボランティア、福祉サービス事業者、社会福祉協議会、行政などが「連携・協働」しながら、地域における人と人とのつながりを大切にすることが、地域福祉の根幹です。

そこで、本町では、これまでの取り組みと課題、さらに今日の地域の現状と課題を改めて整理し、住民ニーズに対応する地域福祉を推進するため、「第2期入善町地域福祉計画(以下「本計画」といいます。)」を策定します。

2 地域福祉に関する制度等の動き

(1) 社会福祉法の改正等の概要

平成29年6月に公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号）により、市町村は、包括的な支援体制の整備（第106条の3）のほか、市町村地域福祉計画の策定（第107条）に努めるものとする社会福祉法（以下「法」という。）の一部改正が行われ、平成30年4月1日に施行されました。

また、令和2年6月にさらに改正が行われ、地域包括ケアシステムの強化のため、「地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備」「住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係期間との連絡調整等を行う体制整備」に努めることなど、「重層的支援体制整備」の項目が盛り込まれました。

このほか、平成28年4月公布の「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年法律第29号）では、「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（成年後見制度促進計画）」の、また、同年12月公布の「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）では「地方再犯防止推進計画」の策定に、市町村は努めるものとされました。

(2) 地域共生社会の実現～我が事、丸ごと～

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことをいいます。

この地域共生社会の実現に向けて、国は「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を平成28年7月に設置し、平成29年2月に「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）を同本部で決定しており、市町村においても取り組みが必要です。

(3) 高齢者福祉・介護保険制度の動き

日本の高齢化は、今後さらに進行し、医療や介護の需要の増大が見込まれます。こうした状況で、介護保険制度を将来にわたり維持し、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り自立した生活ができるように、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が必要であり、国では、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる令和7年を見据えて推進を図ってきました。

本町では、黒部市、朝日町と介護保険に関する一部事務組合を構成しており、引

き続き地域包括ケアシステムの深化・充実に取り組むほか、地域包括ケアシステムの中心となる安心して暮らせる住まいの確保についての協議検討・取り組み等が必要です。

(4) 障がい者支援制度の動き

平成28年6月に公布された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の改正法（平成28年法律第65号）では、施設やグループホームを利用していた人を対象とする定期巡回・臨時対応サービス（自立生活援助）の創設をはじめ、重度訪問介護の訪問先の拡大、医療的ケアを要する障がい児について、自治体に保健・医療・福祉連携を促すことなどが示されています。

このほか、平成25年6月には「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」の改正法（平成25年法律第46号）の公布（平成28年4月一部施行）や、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の制定（平成28年4月施行）など、障がいのある方を取り巻く環境は大きく変化しています。

本町では、令和3年3月に策定した「第6期障害者福祉計画・第2期障害児福祉計画」において、施設入所者の地域生活への移行、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築、地域生活支援拠点等の整備、一般就労への移行、障害児支援の提供体制の整備等を目標として設定しています。

(5) 子育て支援制度の動き

平成27年度から始まった「子ども・子育て支援新制度」においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会の構築に向け、社会全体による費用負担を行いながら、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大と確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取り組みの推進を目標としています。

また、平成28年6月に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）において、市町村は、子どもの最も身近な場所における、子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務が明確化されています。

本町で育つ子どもが健やかに成長する環境整備と、地域全体で子ども・子育てを支える取り組みの充実に向けて、様々な施策を推進しています。

(6) 生活困窮者自立支援制度の動き

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を定めた「生活困窮者自立支援法」（平成25年法律第105号）が、平成27年4月に施行されています。

複雑な生活課題に対し、個々のおかれている環境を明らかにし、就労への支援や

家計についての相談支援といった、これまでの福祉分野では困難であった支援に加え、対象者の属性に関わりなく、包括的な取り組みを推進することとしています。

(7) 自死対策の動き

自死対策は、社会における「生きることの阻害要因（自死のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自死に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自死リスクを低下されることを目指して、平成29年に新たに「自殺総合対策大綱」が閣議決定されました。

(8) 成年後見制度の動き

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方を保護し、支援するため、不動産や預貯金などの財産の管理や、身の回りの世話のための介護サービスの契約などを、本人の利益を考えながら、代理して法律行為などをする制度です。

制度の利用促進を図ることを目的として、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年法律第29号）が、平成28年5月に施行されました。

国においては、この法律に基づき「成年後見制度利用促進基本計画」が平成29年3月に策定され、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善などの施策の目標が示されています。

(9) 再犯防止推進制度の動き

犯罪をした者等の中には、貧困や疾病など様々な生きづらさを抱え、立ち直りに困難を抱える場合があり、社会復帰できるようにするには、行政と団体、地域社会の連携した支援が重要です。

「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）が、平成28年12月に施行されました。

国においては、この法律に基づき「再犯防止推進計画」が平成29年12月に策定され、富山県では「富山県再犯防止推進計画」が策定され、令和2年度より計画期間が始まっています。

(10) 持続可能な地域の実現をめざした計画

今日、地域福祉においても、持続可能な地域を実現するという視点は不可欠なものといえます。平成27年（2015年）の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」は、先進国と開発途上国が共に取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標として採択されました。その中に、「持続可能な開発目標

(SDGs : エスディージーズ)」として、17のゴールと169のターゲットが設定されています。

SDGsは、「誰一人として取り残さない」ことを理念としています。17のゴールには、「すべての人に健康と福祉を」をはじめ「貧困をなくそう」といった、地域福祉に関わるものもあり、こうした視点を踏まえて地域福祉を進めていく必要があります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



目標1 (貧困)		あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。	目標4 (教育)		すべての人々への包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する。
目標2 (飢餓)		飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。	目標10 (平等)		各国内および各国間の不平等を是正する。
目標3 (健康・福祉)		あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	目標17 (パートナーシップ)		持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。

第2章 計画の概要

1 法令上の位置づけ

(1) 地域福祉の推進

社会福祉法（以下「法」という。）では、第4条において、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げるとともに、同条第1項で地域福祉を推進する主体と目的を定め、地域における福祉施策や住民の福祉活動を総合的に展開することを求め、また、同条第2項で地域福祉を推進する主体である地域住民等の役割として、地域の課題（地域生活課題）の把握とその解決のために行政や社会福祉協議会等の専門機関との連携を求めています。

(2) 地域福祉計画

法において、地域福祉の計画的な推進が求められており、法第107条では、市町村に対して地域福祉計画の策定が努力義務として規定されています。

計画を策定する際には、住民の参加・参画を進めて「地域住民等の意見を反映」すること（第2項）、策定した計画を定期的に調査・分析・評価しながら、必要に応じて見直しをしていくこと（第3項）が求められています。

地域福祉計画に盛り込むべき項目は、「地域福祉に関する活動への住民の参加促進に関する事項」「包括的な支援体制の整備に関する事項」は、本計画改定において最も重視する部分といえ、住民の地域福祉活動への参加を促進し、行政と住民と事業者が地域福祉促進に向け協働し、共生社会の実現を目指していきます。

(3) 成年後見制度利用促進基本計画（成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項に基づく計画）

地域共生社会の実現に資するため、重要な手段でありながら必要な人に十分利用されていなかった成年後見制度に関して、どの地域に住んでいても、必要な人が制度を利用できるよう、チーム・協議会・中核機関からなる権利擁護支援の地域連携ネットワークを確立し、中核機関では、広報・相談・制度利用促進・後見人選定等総合的に地域住民の支援に繋げていくことが特徴となっています。

(4) 地方再犯防止推進計画（再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に基づく計画）

再犯の防止には、若者から高齢者に至るまで、住むところ（住居）、働くところ（就労先）の支援が必要なほか、背景にある障がいや依存症、教育などの課題への対処

があり、これらに対して保護司会や更生保護に関わる機関とともに支援を繋げていくことが求められています。

(5) 重層的支援体制整備事業実施計画

令和2年6月に法の改正が行われ、「包括的支援体制」をさらに促進するため、「重層的支援体制整備事業」の項目が新設され、法第106条の4に規定されることとなり、法第106条の5において重層的支援体制事業を実施するにあたっては、実施計画を策定するように定められています。

「重層的支援」とは、既存の介護、障がい、子ども、生活困窮の相談支援等の取り組みを活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものです。

2 計画の策定に関して

(1) 協働的な策定

地域福祉計画及び地域福祉活動計画は、共に地域福祉を推進していくための計画であり、地域住民や団体等と行政との協働など、理念や考え方などでも重なるところが多く、相互に連携することが必要不可欠です。

本町・社協では、両計画の策定過程の共通化と取り組みの協働を図り、あらためて本町の地域福祉の方向性と相互の役割等を確認し、令和4年度において協働により策定しています。

(2) 計画期間

本計画の期間は、令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までの10年間とし、10年先を見通した目標を定めるものです。なお、社会動向や施策の実情を踏まえ、5年を目途に進捗状況を点検し、見直しを行います。

入善町の保健、福祉の主な計画の策定状況及び期間

計画名・計画期間	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度
◆総合計画											
第7次入善町総合計画 (令和3年度～令和12年度)											
◆地域福祉											
入善町地域福祉計画 (令和5年度～令和14年度)											
◆障害者											
ハートプラン 入善町障害者計画 (令和5年度～令和14年度)											
入善町障害福祉計画 入善町障害児福祉計画 (計画期間3年毎)											
◆高齢者											
入善町高齢者保健福祉計画											
介護保険事業計画 新川地域介護保険・ケーブル テレビ事業組合											
◆子ども・子育て											
入善町子ども・子育て支援事業計画											
◆保健											
新・健康にゆうぜん21											

第3章 本町の現状からみる地域福祉課題

1 町の状況

(1) 人口減少と少子高齢化

入善町では、世帯数が平成28年から令和3年までに69世帯増加する一方、人口は、1,770人減少しています。また、高齢者のみ世帯の増加の傾向にあります。

子どもの出生数の減少により、高齢者の割合が高くなる傾向にあります。一方で、団地の造成に伴う人口動態の変化等により、地域での高齢化の割合の進行には「差」が生じており、地域毎の人口動態を適切に把握していく必要があります。

また、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計では、町全体では人口減少が続く、令和22年には、老年人口が生産年齢人口を上回る事が推計されています。

《人口と世帯数の推移》

年次	世帯数	人口			世帯当たり 平均人員	人口密度 人/km ²
		総数	男	女		
令和3年	8,774	23,341	11,166	12,175	2.66	327.6
令和2年	8,954	23,907	11,478	12,429	2.74	335.1
令和元年	9,037	24,160	11,598	12,562	2.67	339.1
平成30年	8,934	24,480	11,792	12,688	2.74	343.6
平成29年	8,808	24,838	11,935	12,903	2.82	348.6
平成28年	8,705	25,111	12,000	13,111	2.88	352.4

《年齢三区分別人口》

	令和3年	令和2年	令和元年
総人口	23,341	23,907	24,160
0歳～14歳	2,242	2,291	2,405
15歳～64歳	12,219	12,896	13,101
65歳以上	8,784	8,720	8,596
県構成比	33.1%	32.7%	32.3%
国構成比	29.1%	28.7%	28.4%

(注) 総数は年齢不詳を含む。

※ 国勢調査（富山県人口移動調査）より 各年10月1日

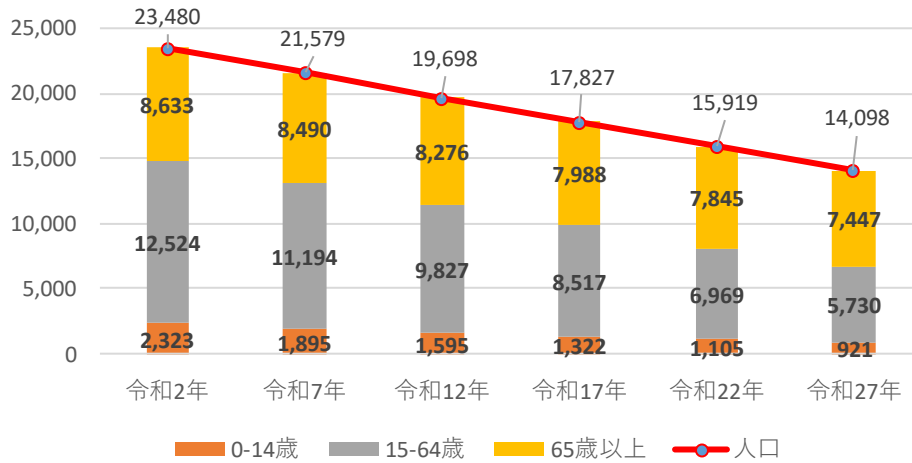
人口の推計

(人)

	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	令和27年
人口	23,480	21,579	19,698	17,827	15,919	14,098
0-14歳	2,323	1,895	1,595	1,322	1,105	921
15-64歳	12,524	11,194	9,827	8,517	6,969	5,730
65歳以上	8,633	8,490	8,276	7,988	7,845	7,447

国立社会保障・人口問題研究所

人口推計



《65歳以上人口の割合》

(各年4月1日現在)

地区名	令和4年		令和3年		令和2年	
	人口	高齢化率	人口	高齢化率	人口	高齢化率
入善	2,207	36.10%	2,201	35.43%	2,193	34.75%
上原	1,085	37.34%	1,091	37.43%	1,101	37.31%
青木	627	38.09%	636	37.11%	632	35.87%
飯野	1,613	36.56%	1,618	36.80%	1,600	34.73%
小摺戸	476	39.31%	475	38.43%	462	36.61%
新屋	637	36.74%	643	36.35%	643	35.12%
櫛山	645	28.04%	647	27.57%	640	26.98%
横山	562	39.16%	557	37.46%	558	36.57%
舟見	600	53.86%	612	53.26%	613	52.30%
野中	240	42.86%	240	43.01%	242	42.61%
計	8,692	37.10%	8,720	36.47%	8,684	35.65%

※住民基本台帳より

《在宅要援護高齢者の状況》

(各年4月1日現在)

	令和4年	令和3年	令和2年
寝たきり	127	114	105
認知症	436	407	411
虚弱	553	542	530
計	1,116	1,063	1,046

《高齢者世帯の状況》

(各年4月1日現在)

	令和4年	令和3年	令和2年
単独世帯	1,246	1,213	1,191
高齢者のみ世帯	1,211	1,181	1,153

※住民基本台帳より

新川地域介護保険・ケーブルテレビ事業組合認定調査より

(2) 障がい者の現状

障がい者の高齢化に伴う影響があり、肢体、内部障がい等の身体障害者手帳の所持者が減少の傾向にあります。一方、療育手帳や精神保健福祉手帳所持者数、精神通院医療の利用者数が増加の傾向にあります。

《障害別身体障害者手帳所持者数》

各年度4月1日現在

年度	視覚	聴覚	平衡機能	言語	肢体	内部	計
令和4年度	85人	117人	4人	13人	632人	325人	1,176人
令和3年度	86人	124人	4人	12人	653人	331人	1,210人
令和2年度	83人	128人	4人	12人	666人	331人	1,224人

《療育手帳所持者数》

各年度4月1日現在

年度	計	男	女	18歳未満	18歳以上	重度(A)	中軽度(B)
令和4年度	201人	128人	73人	19人	182人	89人	112人
令和3年度	203人	130人	73人	22人	181人	92人	111人
令和2年度	201人	129人	72人	24人	177人	92人	109人

《精神保健福祉手帳所持者数》

各年度4月1日現在

区分	令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
1級	17人	14人	12人	10人
2級	91人	89人	85人	82人
3級	49人	41人	32人	34人
計	157人	144人	129人	126人

令和4年度	令和3年度	令和2年度	令和元年度
267人	272人*	244人	234人

- ※ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他の精神疾患（てんかんを含む。）を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する病状にある者に対し、その通院医療に係る自立支援医療費を支給。
- ※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る支給認定期間の自動延長の対象となった者を含む

2 町民アンケート調査の実施について

この計画の策定にあたり、町民の地域福祉に対するニーズや意向等を把握するため、本町に居住する18歳以上の町民（無作為抽出1,500人）に対して、郵送によるアンケート調査を実施しました。（調査結果別冊）

また、この結果をもとに次項に掲げる第1期計画の総括評価を実施しました。

3 課題の分析及びまとめ

(1) 町民アンケートの結果と第1期計画の評価

① 「地域福祉を担う人づくり」について

町民アンケートでは、ボランティア活動への参加状況は、「機会があれば参加したい」が38.8%で、「現在は参加していないが、是非参加したい」（4.1%）、「現在参加しており、今後も続けたい」（8.7%）を合わせると、『参加したい（合計）』は51.6%と過半数となっています。10年前のアンケート調査と比較して、地域福祉活動を行う人が不足していたり、固定化・高齢化したりするなど、団体や個人への負担が大きくなってきています。今後は、さらに広く参加者の掘り起しを進め、地域福祉を担う人材を育成することが継続的な課題となります。

また一方で、参加したいボランティア活動等については、「自然や環境保全に関する活動」（22.1%）、「ひとり暮らし高齢者等に対する支援」（13.7%）、「防犯・防災など地域の安全を守る活動」（13.0%）、「文化・スポーツに関する活動」（13.7%）となっています。年代別では、子育て支援に関するボランティアの関心もみられ、町民の多様な意欲に対応したボランティアへの情報提供や広報の充実が求められています。

②「ふれあい支え合いの地域づくり」について

町民アンケートでは、ふだんの近所づきあいについて「家を行き来するほどではないが、会えば親しく話をする人がいる」が40.4%で最も高く、次いで「あいさつ程度の人がほとんど」(35.5%)、「お互いに家を行き来するような仲の良い人がいる」(16.4%)の順となっているものの、前回の調査と比較して、「近所づきあいはほとんどない」といった近所づきあいが希薄な割合が、どの年齢層でも高くなっています。また、住民同士の助け合いについては、「必要だと思う」が78.8%と高いものの前回調査の85.7%と比較すると減少しており、地域や年齢により助け合いの認識に違いが生まれている状況にあります。

この10年間で虐待防止や要援護者の把握の取り組みが進められた一方で、10年前の町民アンケートと比較して、「孤独や孤立、ひきこもりに関すること」に関して支援を求める割合が、中学生・高校生や身体・知的・精神などの障がいのある方を同居家族に持つ世帯で高くなるなど、幅広い世代の孤独・孤立対策のニーズが発生しています。

子育て世帯と高齢世帯では抱える生活課題が当然に異なり、核家族化が進展する事により、地域のつながりが希薄かする中で課題が顕在化している状況にあり、新たな課題への対応や援護の改善に努める必要があります。

③「安心して暮らせる地域の福祉環境づくり」について

町民アンケートでは、住民が助け合うために大切と思うことについては、「どんな問題でも相談できる場所があること」が54.4%で最も高く、次いで「サービス等の情報提供が充実していること」(39.1%)、「隣近所の交流と、助け合いが活発であること」(38.1%)、「福祉活動の相談専門職員が充実していること」(23.2%)の順となっています。

また、役立っていると思う健康や福祉に関する情報は、10年前と同じく「入善町の広報紙など」が68.3%で最も高く、次いで「テレビ・ラジオ」(30.4%)、「新聞・雑誌」(28.0%)、「近所、友人からの情報」(23.7%)、「社会福祉協議会の広報紙など」(16.5%)の順となっています。様々な媒体を通じた情報提供の拡充が求められています。

(2) 町社会福祉協議会が実施した地域福祉懇談会における意見

町社会福祉協議会が、町内で実施した福祉懇談会における意見では、次のような意見がありました。

- ・地域の活動団体の役員の成り手が不足しています。
- ・隣近所の声かけ、話し相手が地域のつながりづくりで重要ですが、なかなかできていません。

- ・集まりやすい機会や場所をつくる事が求められています。
- ・高齢者の免許返納後の交通手段の確保や買い物への対策が必要です。
- ・定年の延長と現役期間の延伸に伴い、ボランティアへの参加しづらさが発生しています。
- ・女性の社会参加の進展に伴い、仕事、家庭、社会活動への負担感があります。
- ・働く先のボランティアへの理解と啓発が必要で性です。(有給休暇を使いきって、ボランティアをしています。)
- ・ボランティアをしたい気持ちとボランティアを求める側の調整が足りません。
- ・若者と高齢者など、年代別で取り組める内容が異なる事への理解が必要です。
- ・子育て世代が、社会参加できるような取り組みが必要です。
- ・専門分野が異なるボランティア間の連絡網や連絡体制(引継ぎ)の確立が必要です。
- ・災害時の支援の在り方を再検討する必要があります。

(3) 専門職(社会福祉施設、団体、保護司等)の意見

- ・転入者が、住み慣れない地域で生活を始める際に課題を抱えるケースがある。
- ・生活困窮等に至る背景の理解と働く先(企業等)の受け入れ協力が必要。
- ・地域の福祉団体間(例:保護司と社会福祉協議会等)の連携が必要。
- ・外国籍の町民への支援の方法の検討が必要。

(4) まとめ

本計画の策定にあたっての調査により、地域の意見として、「集落内での助け合い」や「多世代の交流や付き合いが少ない」など、地域・住民のつながりが希薄になっている事などを課題の根幹として、次の課題を計画の対象とすべきものとして、まとめました。

- ① **人口減少・家族機能の低下・地域の支え合い機能の低下**
- ② **高齢化の進行**
- ③ **子ども、高齢者、障がい者等の課題の複合化**
- ④ **多発する災害を踏まえた共助・互助の構築**
- ⑤ **介護・福祉の担い手不足**
- ⑥ **成年後見・再犯防止に関する課題**

第4章 ▶ 計画の基本的な考え方

1 基本理念

人口の減少に伴う少子高齢化や核家族化の進行を背景に、家族間の支え合い機能の低下や、地域の助け合う機能の弱体化などにより、地域で支援を必要とする人が少なくありません。

このような地域課題に対し、公的サービスの提供のみならず、住民が相互に助け合い、地縁団体をはじめとした地域組織、関係団体と連携し、協働で地域づくりを推進していく必要があります。

本計画においては、これまでの地域福祉の取り組みにおける現状や課題の整理を踏まえ、社会情勢の変化や新たな福祉ニーズに対応し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域福祉を推進するために、基本理念を定め、共生のまちづくりを目指します。

基本理念

**『町民の笑顔があふれ、誰もが安心して
暮らし続けられる共生のまちづくり』**

2 基本原則

本計画は、基本理念のもとに次の基本原則により策定しました。

○基本的人権の尊重

日本国憲法では、全ての国民が法の下に平等であることを保障しており、地域福祉の推進にあたっては、その根底を成す考え方としています。

○持続可能な福祉活動の推進

地域福祉の推進にあたっては、少子高齢化が進む中、地域の多様な主体が手を取り合うことが大切であり、持続可能な共生型社会の実現を目指します。

○参加と交流の促進

地域福祉は、助け合いと支え合いを基本とした取り組みです。一人ひとりの、地域福祉への参加と交流への意識が大切です。

○連携と協働の推進

地域福祉は、地域の関係機関と関係団体との連携により、協働して取り組みを進めることが重要です。

3 計画

○基本目標 1 地域福祉を担う『ひとづくり』

地域福祉に関心を持ち、福祉活動に参加（関与）する人を育成する取り組みを進めます。自分たちの住む地域（集落、小学校下、町全体を言います。）の課題を『我が事』と考え、住民参加で課題の解決に向けて取り組む事が「地域共生社会」の実現に必要です。

○基本目標 2 安心して暮らせる『地域づくり』

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、様々な支援を地域で受けることができる状態を維持していく必要があります。住民の福祉ニーズは、複雑であったり、複合化してきており、包括的な相談支援や、社会とのつながりを構築する参加支援、お互いの顔が見える地域づくりといった「重層的支援体制整備事業」を軸とした取り組みを進める必要があります。

○基本目標 3 笑顔をささえる『しくみづくり』

住民が笑顔でいられなくなる場面は、病気、虐待、災害等で自分や家族が様々な課題に直面したときと考えられます。権利の擁護、福祉サービスを安心して利用できる状態を確保する事、災害時の避難行動要支援者への支援など、住民が安心して「笑顔で生活できるまち」の実現を目指します。

基本目標 1 地域福祉を担う『ひとづくり』

▶ 1-1 生涯を通じた福祉教育の推進

① 町民が相互に寄り添い、支え合う心の醸成

人と人とのつながりが減る中で、地域社会の維持を図るため、町民相互に寄り添い支え合う心を持ち、だれもが社会を構成する一人であるとの意識を持てるよう、啓発活動を推進します。

② 地域共生社会の実現に向けた意識啓発

地域に暮らす人々がお互いを認め合い、意思を尊重して共に生きる地域づくりを進めるために、地域の課題を知る機会を増やし、福祉への関心を高めます。

③ 社会福祉協議会、学校、公民館等が行う福祉教育の支援

福祉や介護サービス、ボランティア活動を担う人材確保が重要な課題となっており、幅広い世代が福祉に関心を持てるよう体験の機会を設けるとともに、他人を思いやる優しさや共感できる温かい心をもてるよう学習機会を充実します。

▶ 1-2 福祉の担い手づくり

① 地域福祉活動やボランティア活動の担い手の育成

地域のニーズにマッチングするよう、地域福祉活動やボランティア活動に関する相談を行い、多様な主体が連携して活躍できる場づくりを通じて、福祉活動に参加するきっかけづくりや共に支え合う、担い手を育成します。

② 一般企業等の地域貢献・ボランティア活動の促進

ボランティアセンターによるボランティアコーディネーションなどを通じて、地元企業や社会福祉法人等と連携した地域貢献・ボランティア活動を促進します。働きながら民生委員・児童委員活動などが行えるよう、事業者の理解を促進します。

③ ボランティア団体・NPO 法人の連携・育成支援

町民が、各種ボランティア活動を行う上でのプラットフォームとなるボランティ

ア団体やNPO法人を育成し、団体相互の連携による活動の相乗効果が発揮されるよう支援を図ります。

④ 介護・福祉サービス従事者の育成・確保

介護・福祉サービス等の事業所と連携し、幅広い世代に「支援者」と「要支援者」の相互の感謝や喜びにつながる福祉業務の魅力を伝え、人材確保に向けた取り組みを進めます。

▶ 1-3 住民参加の促進と福祉活動の活性化

① 小地域における福祉機能の強化（地域における互助の推進）

隣近所で挨拶を交わす事や地域の課題を話し合う場づくりを推進し、地域住民の関係性の再構築に努め、集落・町内会から小学校区等までの小地域ごとの福祉ニーズを踏まえながら、地域の力を活かした互助の機能を高めます。

② 農業などの多様な主体の参入支援

農業、林業、水産業などの事業者と福祉事業者との連携（いわゆる「農福連携」など）による福祉サービスの展開など、入善町の地域資源や特色を活かした多様な主体が福祉に関与する環境の整備に取り組みます。また、生活困窮や家庭の様々な課題に対する、地域独自の参加支援、様々な職への就労支援などの取り組みを支援します。

③ 様々な当事者団体への支援

地域住民と当事者団体とのマッチングをすすめ、団体活動の活性化に取り組みます。

基本目標 2 安心して暮らせる『地域づくり』

▶ 2-1 地域共生社会の基盤づくり

① 子育て支援等の充実

周産期、乳幼児期、学齢期に至る「子ども」の発達や成長段階に応じて、切れ目のないケア体制や子育て世帯の経済的支援など、子どもの健やかな成長を支援し、子どもを産み育てやすい地域社会づくりを推進します。

② 障がい児者の療育及び教育の充実

医療的ケア児者等への医療と福祉の連携による支援など、新たな課題に対応しながら、障がい児者の療育及び教育の充実を図ります。

③ 在宅福祉・施設・医療サービスの充実

住み慣れた地域で安心して生活するために在宅福祉サービスの体制を充実し、必要な際には施設サービスや医療サービスが提供される環境の整備を進めます。

④ 認知症の支援体制の整備

課題を抱えた家庭への支援を展開するため、地域包括支援センター等による相談体制や初動体制を維持するほか、ケアマネジャー等との連携による福祉サービスの提供体制の充実を図ります。

⑤ 外出や買い物等を支援する福祉・生活関連サービス業の振興

高齢に伴い運転免許を返納した場合の外出や買い物の支援が課題となっており、外出支援、移動販売や配食・配達事業者などとの連携まで、幅広い福祉・生活関連サービス業を振興します。

▶ 2-2 「いきいき」できる地域社会の形成

① 総合的な情報提供や相談窓口の充実

障がい、介護、生活困窮等の複合的な課題を抱えた町民の相談に対応できるよう関係機関が連携して情報提供体制の充実に努めるほか、重層的支援体制の整備とし

て、相談を包括的に展開できるよう相談機能の充実を検討します。

② 自然災害や感染症に備えた取り組みの促進

入善町地域防災計画に基づき、避難行動要支援者への迅速な避難支援や安否確認等の対応ができるよう、各機関との連携の強化を図ります。また、新しい感染症の流行時には外出が抑制され、地域のつながりが希薄化する事などが課題となっており、孤独や孤立を生まない取り組みを推進します。

③ 生きがいくりと社会参加活動の機会充実

高齢者が、健康で生きがいをもって過ごせるよう地域の交流の場づくりを推進します。また、高齢者の就労機会が増加していることから、「働きながら」できる社会参加活動の機会の充実を進めます。

④ 高齢者、障がい者等の就労や社会活動への支援

多様な働き方への対応や合理的配慮の周知をすすめ、地域で就労や社会活動に取り組める支援を行います。

⑤ 世代間交流の推進

多様な世代の交流を推進することで、地域を担う人々の暮らしが時代とともに変化する中で、地域のつながりづくりに対応します。

⑥ 孤独・孤立対策の推進

「ひきこもり」や「とじこもり」の背景にある、それぞれの家庭や町民の課題を理解できるサポーターの養成などを通じて、地域への参加を促すほか、きめ細やかな相談体制の整備や関係機関の横断的な連携を進めます。

基本目標3 笑顔をささえる『しくみづくり』

▶ 3-1 人権を尊重した福祉の仕組みづくり

①成年後見制度等の普及・推進による権利擁護の推進

虐待、判断能力の低下等により高齢者や障がい者の権利侵害を防ぐため、成年後見制度の普及や利用促進に取り組むほか、支援の中核となる機関を設置し、地域の様々な機関（福祉や法律の専門団体等）の連携によるネットワークづくりと相談体制の整備を促進します。

②高齢者、障がい者、児童等に対する虐待・差別への総合的な取り組み

様々な機関が連携して、多角的な視点から早期発見、予防に努め、虐待・差別を抑制する仕組みづくりを進めます。

③社会的に配慮が必要な人々への対応や再犯防止の取り組み

犯罪をした人が再犯することなく、地域で孤立する事なく生活していくことができるよう、「社会を明るくする運動」を通じて再犯防止の広報や人権の啓発を行い、保護司会等の更生保護の専門団体と地域の関係機関との連携を推進し、再犯等の背景にある就労や生活の課題に対して、「住むところ」や「働く場」の確保に向けた取り組みを進めます。

▶ 3-2 地域で支え合う仕組みづくり

①地域包括ケアシステムの深化

高齢者をはじめ、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの深化を進めます。地域での見守りから、福祉ニーズの把握や生活課題の発見、問題解決に向けたネットワークづくり等、様々な機関の連携を進めます。

②保健・医療・福祉・介護の連携の推進

町民の年齢に応じた課題に対応したサービスの提供体制を地域全体で維持していくため、様々な分野と職種の連携を進めます。

③身近な地域でのケアネットワークの形成

近隣の助け合いから、専門職が関与する支援の構築に至るまで、ケアネットワークを中心とした地域毎の課題への対応を促進していきます。

④行政、自治会、民生委員等の連携による災害・防犯対策の推進

多様化する災害に対して、研修などを通じて関係団体の連携体制を構築していくほか、特殊詐欺をはじめ、高齢者等を狙った犯罪や子どものインターネット関連の犯罪被害への対応など、地域の防犯に対する課題の多様化にも対応する必要があります。

⑤ボランティア団体・NPO法人の連携・育成支援（再掲） P. 20～21

第5章 ▶ 計画の推進に向けて

1 協働による計画の推進

地域福祉の担い手は、地域で生活している住民全員となります。自分たちの住む地域を支え合い、助け合いのできる地域に近づけていくためには、町だけの取り組みでは不十分であり住民との協働が不可欠となります。また、地域の中には、それぞれの地域に応じた多様な福祉ニーズがあることが考えられます。

それらに対応していくためには、その地域で活動する自治会やボランティア団体、事業所などの取り組みも必要となります。この計画を進めていくに当たっては、地域福祉を担う主体それぞれが、連携を図り役割を果たしながら計画を進めていくことが大切です。

① 住民、地域の団体の役割

住民、地域の団体は、地域や福祉に対する関心が高いことから、地域の中にある新たな生活課題を発見し、地域の中で連携しながら解決していく行動が求められています。

また、そのためには日頃から地域の人たちが、あいさつや声かけを通じて、交流を深め、顔見知りの関係を築いていくことが重要です。

② 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、社会福祉に関する活動の担い手として、福祉的な課題を抱えた人、虐待等で問題を抱えている人、地域の中で孤立等の問題を抱えている人などに対する支援が期待されます。

③ 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、自ら福祉サービスを提供するなどの活動に取り組んでいます。一方、地域福祉の推進の中心的な存在として、住民と地域活動団体、福祉サービス事業者、行政とのコーディネート役としての機能が求められます。

④ 福祉サービス事業者の役割

福祉サービス事業者は、法律に基づくことのほか、新たな人材の確保に向けて、利用者とボランティアなどが交流し合う場づくりなど、地域福祉の拠点として活躍が期待されます。

⑤ 事業所等の役割

商店や事業所等では、様々な社会貢献活動が行われており、今後も地域福祉活動への活発な参加やボランティア活動への理解が期待されます。

⑥ 町の役割

町は、住民や地域活動団体などの自主的な活動を促し、地域コミュニティの醸成などの総合的なコミュニティ施策の推進を図るとともに、地域福祉力の向上を目指し、福祉施策の総合的な推進の役割を担っています。

また、地域における各種活動団体を把握し、相互に連携・協力を図り、団体間の交流や参加意向のある住民と団体の調整を図るなど、地域における福祉活動の推進や、複数の市町村の団体と連携した活動など広域での活動の支援に努めます。

2 計画の周知・普及

地域福祉を推進する上で、計画の目指す地域福祉の方向性や取り組みについて、住民、地域活動団体、ボランティア、NPO、福祉サービス事業者、社会福祉協議会、町などの計画に関係する全ての人々が共通の理解を持つことが必要です。そのため、地域への様々な機会を通じた周知、「広報入善」や町のホームページなどを通じて、計画の周知・普及に努めます。

3 計画の進行管理・評価

この計画の進行管理においては、総合計画と連動して、各施策目標の達成状況を検証しながら、評価を行っていきます。また、社会情勢の変化により、計画の内容と実態にかい離が見られるときには、計画の変更を行います。

参考資料

入善町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づき、入善町地域福祉計画を策定するにあたり、総合的かつ体系的な計画づくりを行うため、入善町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、地域福祉計画の策定に必要な事項について検討し、その結果を町長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和5年3月31日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保険福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月13日から施行する。

入善町地域福祉計画策定委員会委員名簿
(略)

第2期入善町地域福祉計画の概要

基本理念 「町民の笑顔があふれ、誰もが安心して暮らし続けられる共生のまちづくり」

この計画は、子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、誰もが安心して自立した日常生活を送ることができ、地域社会に参加できる仕組みづくりを目指しています。そして、自助、共助、公助、互助のもと、住民、ボランティア、NPO、事業者、社会福祉協議会、町など地域福祉に関わる全ての人が、ともに助け合い、支え合いなどの福祉活動を推進するための計画です。



入善町地域福祉計画

令和5年 月発行

入善町保険福祉課

〒939-0693

入善町入膳3255

電話 0765-72-1100